

あなたは年金をもらえますか？

年金は請求しなければ受けられません！

すべての年金は、受けられる資格があっても本人の請求がなければ支給されませんので、忘れずに佐渡市役所または各支所の国民年金担当窓口や社会保険事務所に請求してください。

年金の請求先はこちらです

■老齢基礎年金

農業・漁業など自営業の人、 学生期間のみの人	佐渡市役所 または 各支所へ
会社や役所に勤める人の配偶者(被扶 養者)期間や厚生年金期間を含む人	社会保険 事務所へ

■障害基礎年金

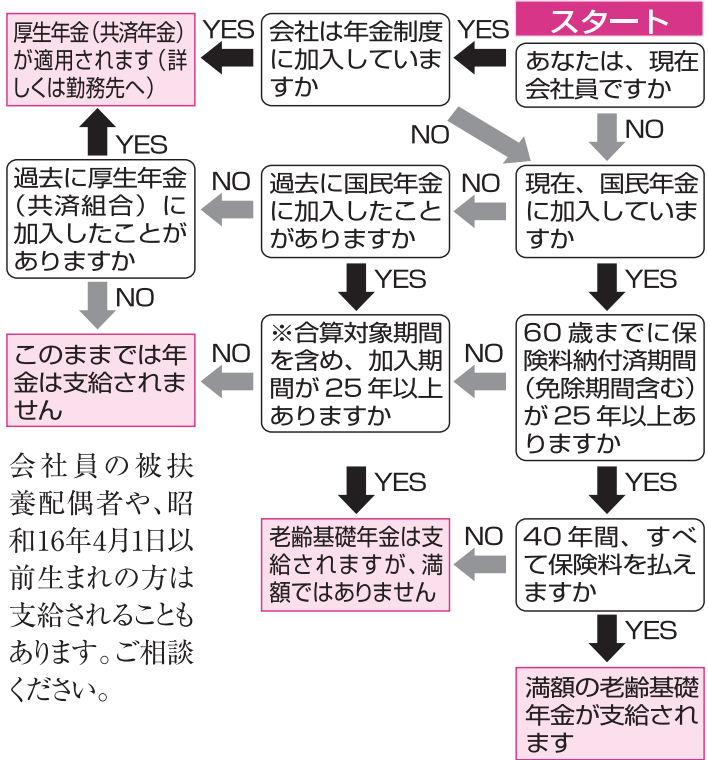
初診日に農業・漁業など自営業の人、 学生の人	佐渡市役所 または 各支所へ
初診日に会社や役所に勤める人の配偶者 (被扶養者)や厚生年金期間である人	社会保険 事務所へ

■遺族基礎年金

死亡日に農業・漁業など自営業の人、 学生の人	佐渡市役所 または 各支所へ
死亡日が農業・漁業など自営業の人、 学生以外の人	社会保険 事務所へ

実際にあなたは年金がもらえるのかどうかをテストしてみてください。

支給されない、満額もらえない、に該当した人は国民年金の窓口にご相談ください。



会社員の被扶養配偶者や、昭和16年4月1日以前生まれの方は支給されることもあります。ご相談ください。

※合算対象期間として認められる期間(例)

- ①会社員の配偶者で任意加入しなかった期間(昭和61年3月まで)
- ②20歳以上の学生で任意加入しなかった期間(平成3年3月まで)
- ③20歳から60歳になるまでの間で海外に住んでいた期間
- ④厚生年金などから脱退手当金を受けていた期間

平成16年度の年金額表

年金の種類	年金額
老齢基礎年金	794,500円
障害基礎年金(1級)	993,100円
(2級)	794,500円
遺族基礎年金(子1人)	1,023,100円
(基本額)	(794,500円)
(加算額)	(228,600円)
10年年金	482,700円
5年年金	410,800円
老齢福祉年金	407,100円

年金額は、毎年の物価の変動に応じて増額、減額されることになっています。平成15年の物価は前年に比べ〇・三%下落しましたので、平成16年度の年金額は左図のようになります。なお、改定された年金額をお知らせする「年金改定通知書」は、6月上旬までに年金受給者の皆さんに送付される予定です。

平成16年度の年金額

◎7月定例社会保険事務相談所(年金相談等)の開設について

佐和田商工会

☎52-3148

21日(水)

午後1時30分～午後4時

両津商工会

☎27-5128

22日(木)

午前9時～午前11時30分

小木町商工会

☎86-2216

22日(木)

午前9時～午前11時

問い合わせ先

市民課国民年金係

☎63-5112

各支所市民課

国民年金担当係

